

鳥取県西部広域行政管理組合消防法等施行細則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合消防法等施行細則（平成21年鳥取県西部広域行政管理組合規則第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（林野火災に関する警報等）</u></p> <p><u>第26条の2 消防局長は、気象条件が次の各号のいずれかに該当したときは、条例第29条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）を発令するものとする。</u></p> <p><u>(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。</u></p> <p><u>(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。</u></p> <p><u>2 消防局長は、気象条件が前項各号のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表されたときは、条例第29条の9の規定による林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）を発令するものとする。</u></p> <p><u>3 消防局長は、林野火災注意報又は林野火災警報を発令している場合において、気象状況が前2項に定める基準に該当しなくなったときは、当該林野火災注意報又は林野火災警報を解除するものとする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、林野火災注意報及び林野火災警報の発令及び解除に関し必要な事項は、消防局長が定めるものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は、注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。